

令和 7 年 2 月 19 日

三好市長 高井美穂 様

三好市水道事業等経営審議会
会長 中村忠久

水道料金（体系）のあり方について（答申）

当審議会においては、水道料金のあり方について、令和 5 年 2 月 21 日に高井市長からの諮問を受けて以降、計 7 回にわたり審議会を開催してきました。審議会を設置いただき、住民として水道行政をつぶさに理解でき、たくさんの協議で意見を述べることができましたことに感謝申し上げます。

審議会において三好市水道事業の経営状況を確認させていただいた結果、令和 2 年度の料金改定後は、旧簡易水道地区と旧上水道池田地区との料金格差を解消し、負担の公平性に近づけたことや、費用削減などの経営努力もあり一定の効果はあったものの、給水人口の減少に伴う料金収入の減少や、近年の物価高騰により増大する費用など、赤字経営からの脱却は依然として厳しく、資金ショート危機に直面しているという現状が分かりました。また、広大な面積を有する三好市においては、保有する水道施設も多く、そのほとんどが老朽化していることに加え、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えて耐震化等の推進が急務となる中、更新事業への財源を確保することが困難な状況に陥っていることなど、三好市水道事業が抱える課題の多さを改めて感じています。

社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたり持続可能な水道事業を行うために、そして、市民生活にとって重要なライフラインであり、安全で安心な水を安定的に供給する使命を果たすため、我々委員は市民の代表としての役目を深く受け止め、慎重に審議を重ねました。その中で、住民の負担（受益者負担）、行政の負担（住民の安心）、水道課の知恵と工夫（自立経営）についてしっかりと受け止めることができました。三好市においても、社会の根幹である水道について「持続性」、「安全性」、そして「強靱性」を備えた水道事業経営を行政の責任で行っていく覚悟を持っていただきたいという強い思いから付帯意見を付け、水道料金のあり方について次のとおり答申します。

1. 答申事項

水道料金のあり方について

【答申の内容】

三好市水道事業については、連続する赤字経営から脱却し水道事業経営を健全化するために、令和2年度に料金改定を行った。当時の答申では、三好市水道事業を黒字化するためには基本料金を2,700円にする必要があるとの試算が出されたが、急激な値上げは住民への負担が大きいと考え、旧簡易水道地区の基本料金を旧上水道地区の基本料金に統合し、料金格差を解消するという内容だった。料金改定後、赤字幅は縮小されたものの、19年連続の赤字となっており依然として厳しい経営状況が続いている。そのため、老朽した施設の更新にかかる財源を確保することが困難な状況に陥っている。現状のままでは、施設の更新事業はもとより、水道事業自体が成り立たなくなるため、料金を改定することはやむを得ないという結論に至った。

三好市水道事業を健全化するために、料金算定期間を令和8年度から令和12年度までの5年間と設定し、施設の更新や企業債の償還にかかる資産維持費を含めて試算すると、現行1,600円～2,860円の基本料金を、3,000円とする必要があるとの試算結果が出された。この金額は標準家庭の使用量20m³で計算すると、33.3%～87.5%の改定率となり、高齢者割合の多い三好市ではこのような急激な値上げは住民への負担があまりにも大きいと考える。料金改定が必要という結論に至った背景には、三好市の人口減少が要因の1つとなっているのは言うまでもなく、これは水道事業だけでなく市全体の問題として捉えるべきである。また、水道を供給するためにかかる費用として、施設数の多さや地形的な条件から、減価償却費や動力費などに多額の費用がかかっていることが挙げられる。事業に係る費用は料金収入をもって賄うという独立採算制の原則に基づき、水道事業を維持していくためには状況に応じて料金を上げることに一定の理解は示すものの、人口減少に歯止めをかけることや、三好市の地形的な条件を解消することは個人の力ではどうしようもないことである。加えて、基本料金3,000円という水道料金は、県下一高額の料金設定となる。昨今の物価高騰の中、水道利用者にはさらなる負担を求めることになり、三好市というまちが住民にとって住みづらさを感じるなど影響が出ることが予想される。住民の生活を守るとは行政の責務に基づくものと言えるため、負担を水道の利用者だけで背負うのではなく、市が目指すまちづくりの基本理念もふまえて、一般会計においても負担をすることを強く要望し、当審議会の答申とする。

2. 付帯意見

(1) 三好市水道事業の経費削減について

三好市水道事業経営戦略や三好市水道事業中期経営健全化計画など、水道事業を健全に運営していくための見通しを立て、修繕費や人件費の見直しなどで一定の効果はあったものの、水道は費用のほとんどを固定費が占めており、経費の大幅な削減は見込めない。市内ほとんどが山間部という地形的な条件や物価高騰など様々な課題はあるが、少しでも状況を改善するべく、将来の給水人口を見通した施設規模の見直しや、人件費においては職員の年齢構成を見直すなどの工夫をして経費削減に向けて一層の努力をすること。

(2) 水道事業の技術継承について

水道事業については高度な専門性、技術力が求められる中、現在水道課の職員年齢構成は12名中9名が45歳以上となっており、若手人材の育成と技術の継承が重要である。職員の経験不足からライフラインである水道に支障をきたすことはあってはならないため、業務を円滑に遂行できるよう、経験年数と年齢のバランスとを考慮した適正な人員配置に努めること。

(3) 水道事業の今後について

令和6年の能登半島地震では長期にわたる断水が続いており、改めてライフラインとしての水道の重要性を再認識したところである。しかしながら、三好市の耐震化は19.3%と進んでおらず、近い将来起こると言われている南海トラフ巨大地震に備えることができているとは捉え難い。そこには耐震化事業を進められるだけの財源の確保が困難という状況に直面していることが大きな要因になっている。補助金の活用や企業債の活用といった手段もあるが、過度に企業債の借入に依存した事業運営は、人口減少が見込まれる将来の世代に対し、企業債の償還という負担を押し付けることになる。三好市で安心して水を使い、暮らし続けていくためにも、長期を見据えて水道事業をどのように運営していくのか、県や国と協議をしながら進めていってほしい。また、人口が減少し、地理的条件が不利な状況の中で、料金収入のみで賄うことには限界が来ると思われる。三好市だけでなく、県や国をあげて水道料金に対する地域間格差の解消に取り組むよう提言していただきたい。

(4) 住民への広報・周知

水道料金を改定するということは住民の生活に大きく影響することである。水道料金の改定に至った経緯や背景などを住民に分かりやすく説明し、住民の水道に対する意識を高めるとともに理解を得られるよう努めること。

(5) 審議会による検証について

今回回答申させていただいた内容の履行状況確認のため、随時審議会を開催し、事業内容の検証を行うこと。検証内容については、市民に対して広報すること。